

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業
事業契約書（案）に関する質問及び回答

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	条	項	号				
1	1	4	3			本事業の概要	「本契約、入札説明書及び事業計画書の記載内容に、その解釈が優先する」との記載がありますが、入札説明書等にはその質疑も含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。また、入札書類公表前の実施方針及び質疑回答、要求水準書（案）の質疑回答等、H18.8.9 に公表された各種資料も協議・解釈に使用可能な正式書類との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等に含まれる範囲については、別紙 2 用語の定義を参照ください。 なお、実施方針及び要求水準書（案）の質問回答については、その内容を入札説明書等に反映しているものと理解ください。
2	3	9	4			本件土地の確保等	乙は本件土地を管理しなければならないとの記述がありますが、事業者が行う管理の内容について具体的な内容があればご教示ください。	本条及び別紙 4 の第 8 条のとおり、事業者は善良な管理者としての注意をもって本件土地の維持保全に努めてください。
3	4	14				総括代理人	総括代理人は要求水準書 P50 記載の統括責任者と兼務することは可能でしょうか。また、総括代理人は現地に常駐する必要はあるのでしょうか。	前段については、第 50 条第 1 項に明記のとおり、総括代理人が総括責任者を兼務することは可能です。なお、業務要求水準書記載の「統括責任者」は「総括責任者」の誤記です。後段については、常駐の必要ありません。
4	10	26	6			建設工事に伴う近隣対応	甲に起因して乙に生じた費用については、「相当と認める範囲」ではなく、全額甲のご負担として頂きたいいたします。	原文のとおりとします。 なお、当該規定は、費用負担の範囲の考え方を示したものであり、国の責任範囲を狭めるものではないことを理解ください。
5	13	35	3	(1)		履行保証	解体撤去期間の履行保証保険の金額は解体撤去費の 10% となっておりますが、「解体撤去費」の定義によれば「解体・改修費」とこれに対する割賦手数料も含まれることとなります。履行保証保険の金額は「解体・改修費」の 10% との理解で宜しいでしょうか。	「解体撤去費の 10% 以上」を「解体・改修費に消費税及び地方消費税を加えた額の 10% 以上」に変更します。
6	13	35	3	(1)		履行保証保険	施設整備期間の履行保証保険の保険金額には消費税は含まれるのでしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。 なお、「建設工事費等の 10% 以上」を「建設工事費等に消費税及び地方消費税を加えた額の 10% 以上」に変更します。
7	13	35	3	(2)		履行保証保険	解体撤去期間の履行保証保険の保険金額には、解体設計及び解体工事監理業務費用は含まれるのでしょうか。また、消費税を含めた金額との理解で宜しいでしょうか。	No5 の回答を参照ください。 なお、解体・改修費の定義については、別紙 2 用語の定義を参照ください。
8	13	36	1			本施設の引渡し及び所有権の移転	本施設の引渡しが引渡予定日より早まった場合の規定は必要ないのでしょうか。	国の意向により、引渡予定日以前の引渡しを要求することはありません。事業者の都合により、引渡予定日以前に本施設を引渡す必要がある場合は、引渡後から供用開始日前までの現場管理業務を事業者の費用負担により適切に行ってください。

9	16	45				維持管理期間	維持管理の開始日は共用開始日とありますが、平成 20 年 10 月 31 日の引渡日以降にも業務が発生することから、維持管理の開始日は「引渡日の翌日とする」となるとの理解で宜しいでしょうか。	第 39 条に規定するとおり、本施設の引渡後から供用開始日前までは、事業者が現場管理業務として本施設を適切に管理してください。 なお、現場管理業務については、業務要求水準書を併せて参照ください。	
10	21	61				施設整備費相当分の支払	本施設の引渡しが引渡予定日より早まった場合の施設整備費相当分及び維持管理業務費、その他の費用相当分の支払に係る規定は必要ないのでしょうか。	No8 の回答を参照ください。	
11	23	69	1			解除の効力	66 条、67 条による解除の場合は、出来形部分については引渡しを受けることができではなく、引渡しをうける、としていただけないでしょうか。あるいは、甲が出来形部分の引渡しを受けない場合、乙が負担した工事代金等は、70 条に定める乙の損害又は増加費用として含めていただけのでしょうか？	原文のとおりとします。 なお、実際に事業者が負担した工事代金等については、第 69 条第 3 項において「第 66 条又は第 67 条の規定により本契約が解除された場合には、甲が出来高相当額及び原状回復費用の合計金額について、合理的範囲内でこれを負担する」旨、明記しています。	
12	23	69	3			解除の効力	甲による任意解除又は債務不履行による契約解除において乙に生じた費用については、「合理的範囲内」ではなく、全額甲の負担として頂きたいと思っております。	No4 の回答を参照ください。	
13	23	70	2	(1)		損害賠償等	本施設の引渡日以前に解除された場合の違約金の金額は施設費相当分の総額の 10 分の 1 となっておりますが、第 35 条に規定される施設整備期間の履行保証保険の金額が建設工事費総額の 10% となっており、履行保証保険にかかる保険金は違約金に充当されるため、違約金金額を履行保証保険と同額の建設工事費総額の 10% として頂きたいと思っております。	原文のとおりとします。 なお、履行保証保険の保険金額は、最低条件として「建設工事費等に消費税及び地方消費税を加えた額の 10% 以上」としており、付保範囲を上げた提案を阻むものではありません。	
14	47	別紙 4			第 1 条	借上財産無償貸付契約書の様式	PFI 法第 12 条第 1 項の規定に基づきとありますが、同条は貸付けではなく「使用許可」についての条文であると思われませんが、本契約書による敷地利用の場合には、使用許可申請は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	48	別紙 4			第 11 条	1	違約金	違約金の考え方をご提示お願い致します。	年間標準貸付料の 30% を違約金として想定しています。 なお、当該違約金は、第 7 条だけでなく第 3 条に違反した場合についても発生するものと理解ください。